

経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 令和3年6月29日(火) 13:04~16:17

開催場所 第1委員会室

出席委員 7名

小泉 米造 委員長

和田 恵治 副委員長

樋口 清士 委員

植村 佳史 委員

川口 延良 委員

太田 敦 委員

森山 賀文 委員

欠席委員 なし

出席理事者 塩見 水循環・森林・景観環境部長

谷垣 産業・観光・雇用振興部長

平田 観光局長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第62号 令和3年度奈良県一般会計補正予算(第3号)
(経済労働委員会所管分)

議第82号 市町村負担金の徴収について (経済労働委員会所管分)

議第83号 奈良県観光総合戦略の策定について

報第1号 令和2年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について
令和2年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書
(経済労働委員会所管分)

報第8号 公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況の報告に
ついて

報第9号 一般財団法人奈良県ビジターズビューローの経営状況の報告に
ついて

報第10号 奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告について

報第11号 公益財団法人奈良県食肉公社の経営状況の報告について

報第12号 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターの経営状況の報告について

報第19号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

令和3年度奈良県一般会計補正予算（第2号）

（経済労働委員会所管分）

（2）その他

<会議の経過>

○小泉委員長 ただいまより経済労働委員会を開会します。

理事者においては、乾食と農の振興部長が欠席されていますので、ご了承願います。

今定例会において、密集・密接を避けるため、各委員会の傍聴人の定員を5人に制限していますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

次に、常時出席を求める理事者の変更についてですが、今般の組織見直し等により出席要求する理事者をお手元に配付した資料のとおり変更していますので、ご了承願います。

それでは、水循環・森林・景観環境部長、産業・観光・雇用振興部長、観光局長より自己紹介、または異動のあった職員の紹介をお願いします。また、中央卸売市場再整備推進室長、畜産課長より自己紹介をお願いします。

○塩見水循環・森林・景観環境部長 水循環・森林・景観環境部長の塩見です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、異動のあった職員を紹介します。

大谷水循環・森林・景観環境部次長（林務担当）です。

○大谷水循環・森林・景観環境部次長（林務担当） 大谷です。よろしくお願いいたします。

○塩見水循環・森林・景観環境部長 芳川水資源政策課長です。

○芳川水資源政策課長 芳川です。よろしくお願いいたします。

○塩見水循環・森林・景観環境部長 松田森と人の共生推進課長です。

○松田森と人の共生推進課長 松田です。よろしくお願いいたします。

○塩見水循環・森林・景観環境部長 内田森林資源生産課長です。

○内田森林資源生産課長 内田です。よろしくお願いいたします。

- 塩見水循環・森林・景観環境部長 どうぞよろしく申し上げます。
- 谷垣産業・観光・雇用振興部長 産業・観光・雇用振興部長の谷垣です。
それでは、異動のあった職員を紹介させていただきます。
森本産業・観光・雇用振興部次長（企画管理室長事務取扱）です。
- 森本産業・観光・雇用振興部次長（企画管理室長事務取扱） 森本です。よろしくお
願いします。
- 谷垣産業・観光・雇用振興部長 今仲産業・観光・雇用振興部次長（漢方のメッカ推
進プロジェクト・企業立地・統合本部担当）です。
- 今仲産業・観光・雇用振興部次長（漢方のメッカ推進プロジェクト・企業立地・統合
本部担当） 今仲です。どうぞよろしく申し上げます。
- 谷垣産業・観光・雇用振興部長 南地地域産業課長です。
- 南地地域産業課長 南地です。よろしく申し上げます。
- 谷垣産業・観光・雇用振興部長 奈良企業立地推進課長です。
- 奈良企業立地推進課長 奈良です。どうぞよろしく申し上げます。
- 谷垣産業・観光・雇用振興部長 畑澤雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長です。
- 畑澤雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 畑澤です。どうぞよろしくお願
いします。
- 谷垣産業・観光・雇用振興部長 以上です。どうぞよろしく申し上げます。
- 平田観光局長 観光局長の平田です。よろしく申し上げます。
観光局の人事異動職員を紹介させていただきます。
桐田観光局次長です。
- 桐田観光局次長 桐田です。よろしく申し上げます。
- 平田観光局長 松浦ならの観光力向上課長です。
- 松浦ならの観光力向上課長 松浦です。どうぞよろしく申し上げます。
- 平田観光局長 村田観光プロモーション課長です。
- 村田観光プロモーション課長 村田です。よろしく申し上げます。
- 平田観光局長 福田M I C E推進室長です。
- 福田M I C E推進室長 福田です。どうぞよろしく申し上げます。
- 平田観光局長 以上です。よろしく申し上げます。
- 伊藤中央卸売市場再整備推進室長 中央卸売市場再整備推進室長の伊藤です。よろし

くお願いします。

○**阪口畜産課長** 畜産課長の阪口です。よろしくお願いします。

○**小泉委員長** それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託された議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申合せにより、付託を受けた議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、水循環・森林・景観環境部長、産業・観光・雇用振興部長、観光局長、食と農の振興部次長の順に説明を願います。

○**塩見水循環・森林・景観環境部長** 令和3年6月定例県議会提出議案のうち、水循環・森林・景観環境部所管分について説明させていただきます。当部からは、報告案件が1件です。

報第1号、令和2年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。

「第346回定例県議会提出 令和3年度一般会計補正予算案その他」101ページをお願いします。

水循環・森林・景観環境部の所管分は、6、水循環・森林・景観環境費です。1水資源政策費、水道施設等耐震化等事業において8,900万円余を繰り越しました。2林業費、奈良県木材生産推進事業において2,100万円余を、林道整備事業において5,400万円余、持続的林業確立対策事業において200万円余、治山事業において8億6,600万円余を繰り越しました。4景観・自然環境費、国立・国定自然公園施設等整備事業において6,100万円余を繰り越しました。

続いて、105ページをお願いします。13災害復旧費、1農林水産施設災害復旧費、林道災害復旧事業において800万円余を繰り越しました。主な繰越理由は、国の補正予算に対応するため、令和2年度2月補正予算に計上したことによるものや工法検討や工事の施工に係る地元調整に不測の日数を要したことなどによるものです。繰越事業については、今後とも関係機関や地元とも調整を図りつつ、事業の早期完了に努めてまいりたいと考えています。

以上が水循環・森林・景観環境部所管分についての説明です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○谷垣産業・観光・雇用振興部長 産業・観光・雇用振興部に係る6月定例県議会提出議案についてご説明申し上げます。

まず、6月補正予算案についてです。「令和3年6月定例県議会提出予算案の概要」の7ページをお願いします。6月補正に計上させていただいた補正予算案についてご説明申し上げます。飲食店等営業時間短縮協力金市町村支援事業です。飲食店等に営業時間の短縮を要請し協力金を支給する市町村に対し、同額を上乗せ支援するとともに、地方創生臨時交付金の協力要請推進枠の対象となる取組のうち、同推進枠の対象を超える市町村の負担全額について、追加財政支援を行うものです。後ほどご説明申し上げます、令和3年度奈良県一般会計補正予算（第2号）で、5月19日に専決処分をさせていただいた事業は、緊急対処措置の第1期、5月11日まで及び第2期、5月12日から5月31日までの9市町の協力金に係る分ですが、当該事業については、第3期、6月1日から6月20日までの3つの市の協力金に係る分です。

続きまして、奈良県雇用維持支援事業です。雇用維持に取り組む県内事業者を支援するため、令和3年7月の雇用調整助成金等の助成率の引下げに伴い必要となる事業者負担に対し補助を行うものです。この事業についても、令和3年度奈良県一般会計補正予算（第2号）で、今年5月、6月分の上乗せ分について専決処分をさせていただき、続く7月分について上乗せさせていただきたいと考えています。6月補正予算はこの7月分についてのものです。

次に、柔軟な働き方のためのテレワーク導入支援事業です。県内事業者の柔軟な働き方を推進するため、テレワーク環境の整備に対し補助を行います。補助額は60万円を上限とし、補助率は3分の2としています。また、テレワーク環境の整備に関する相談窓口の設置や専門家の派遣を行い、導入のための支援を行います。6月補正予算に計上した事業の説明は以上です。

次に、「令和3年度一般会計補正予算案その他」96ページをお願いします。

報第1号、令和2年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。当部に関するものは102ページです。第9款産業・観光振興費、第3項産業政策費です。中小企業等再起支援事業については、繰越明許をお願いしていましたが、年度内に執行することができました。県内消費喚起支援事業については、市町村が行う商品券などの発行事業に対して上乗せ支援を行うものですが、一部市町村において事業の遅れが発生したことから、680万円の繰越しをお願いしたものです。中南和振興のための産業集積地

形成事業については、御所インターチェンジ周辺における産業集積地形成地内の開発協議申請及び都市計画変更に係る図書作成業務ですが、地元等との調整に不測の日時を要したことから、繰越しをお願いしたものです。繰越事業については、関係機関、地元と調整を図りつつ早期の事業完了に努めてまいります。

続いて、113ページをお願いします。報第8号、公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況の報告についてです。地方自治法243条の3第2項の規定により、同財団の経営状況を報告するものです。

「公益財団法人奈良県地域産業振興センター令和2年度事業報告書」の1ページをお願いします。

まず、概要についてです。県内中小企業の自立・成長・継続への支援により、県内産業の振興を図ることを使命とする当財団では、1.経営力向上、2.企業価値向上、3.経営基盤構築を重点的に支援する方針で事業を実施しました。その主なものについて説明させていただきます。

4ページ、1.経営力向上支援です。（3）中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）では、国の委託を受け、当財団内で「よろず支援拠点」を運営しており、月曜日から土曜日の週6日間の相談に応じるサテライトオフィスを近鉄奈良駅前に設け、事業者に対し、きめ細やかなサポートを実施しました。また、令和2年1月29日から新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を開設し、令和2年度も引き続き日曜日、祝日も相談業務を実施しています。

6ページ、（5）プッシュ型事業承継支援高度化事業では、中小企業・小規模事業者の事業承継を円滑に進めるため、国の委託により県と連携して事業承継支援を行いました。

7ページ、（7）奈良県新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者に対し、事業の継続や再開に向け、緊急に行う事業活動に要する経費の一部について補助を行いました。

2.企業価値向上支援です。（1）B to Bマッチング促進事業では、中小企業の優秀な技術を基に、企業と企業を結びつけるため、コーディネーター等が県内企業等132社を訪問し、4件の協業成立を支援しました。

また、8ページ、④国内広域商談会出展等支援事業や、⑤「奈良まほろば産学官連携懇話会」を開催しています。

次に、10ページ、(3) 中小企業地域資源活用等促進事業では、地域資源を活用した新事業展開に係る経費について、奈良県及び公益財団法人全国中小企業振興機関協会の支援を受け、3社に助成を行いました。

次に、11ページ、(6) 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン）では、国の採択を受けた、12ページから13ページに記載の5つの研究開発プロジェクトに対し、事業管理機関として参画し、研究から試作までの事業管理を実施しました。

13ページ、3. 経営基盤構築支援です。(1) 設備貸与事業では、設備投資に対する資金面の支援等を行いました。主な事業は以上です。

次に、財務諸表についてご説明申し上げます。17ページをお願いします。財務の報告については、貸借対照表と正味財産増減計算書で説明申し上げます。17ページは、全ての事業の貸借対照表です。当年度の欄のⅠ資産の部の資産合計ですが、23億8,500万円余となっています。Ⅱ負債の部の負債合計は17億7,800万円余となっています。Ⅲ正味財産の部の正味財産合計は6億600万円余です。

次に、20ページをお願いします。こちらは全ての事業の正味財産増減計算書です。当年度の欄のⅠ一般正味財産増減の部の1. 経常増減の部における経常収益計は16億6,400万円余です。

21ページ、経常費用計の欄がございます。経常費用計は18億1,500万円余となっていますので、差引き当期経常増減額はマイナス1億5,000万円余となっています。2. 経常外増減の部における当期経常外増減額は1億3,600万円余のプラスとなっています。当期一般正味財産増減額はマイナス1,300万円余となっておりまして、一般正味財産期末残高は、一般正味財産期首残高2億1,400万円余に当期一般正味財産増減額を加え、2億円余となっています。

次に、Ⅱ指定正味財産増減の部です。当期指定正味財産増減額はマイナス1,600万円余で、指定正味財産期末残高は指定正味財産期首残高4億2,200万円余に当期指定正味財産増減額を加え4億600万円余となります。一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高の合計である令和2年度正味財産期末残高は、6億600万円余となりました。

以上で令和2年度事業報告書の説明を終わらせていただきます。

引き続き、令和3年度の事業計画についてご説明申し上げます。「公益財団法人奈良県地域産業振興センター令和3年度事業計画書」の1ページです。先ほど説明申し上げ

た内容との重複を避け、ポイントのみの説明とさせていただきます。3ページ、令和3年度の事業計画、1.経営力向上支援です。中小企業の経営力強化や課題解決のため、

(1) 中小企業若手経営者育成支援事業、(2) 専門家派遣事業、(3) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点)、4ページ、(4) 下請かけこみ寺事業、(5) 事業承継・引継ぎ支援事業、(6) 情報提供・広報事業などを行います。なお、事業承継支援については、令和3年4月に発足した「事業承継・引継ぎ支援センター」(事務局:奈良商工会議所)や奈良県、商工会・商工会議所、金融機関等と連携して支援を行ってまいります。

続きまして、4ページ、2企業価値向上支援です。企業価値の向上を図るため、新事業への取組や新技術・新商品、新サービスの開発の取組への支援として、5ページの

(1) B to Bマッチング促進事業、(2) 事業計画等策定支援事業、6ページの(3) 中小企業地域資源活用等促進事業、(4) 奈良県中小企業等海外出願・侵害対策支援事業、(5) 地域産業支援事業、7ページの(6) 戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン)などを行います。7ページ、3経営基盤構築支援です。中小企業の経営基盤の強化を図るため、資金面での支援として(1) 設備貸与事業、また、情報化に対する支援として、8ページ、(2) ITセミナー・研修開催事業、(3) 地域データベースの運用などを行うものです。

次に、収支予算です。9ページ、収支予算書の合計欄をご覧ください。I一般正味財産増減の部における経常収益計は、6億8,400万円余となっています。

10ページ、経常費用の計は8億2,500万円余となり、当期経常増減額はマイナス1億4,100万円余を見込んでいます。また、2.経常外増減の部における経常外収益増減額は1億3,400万円余を見込んでいます。当期一般正味財産増減額は差引きマイナス700万円余となり、一般正味財産期末残高は一般正味財産期首残高1億9,300万円余に当期一般正味財産増減額を加え、1億8,600万円余を見込んでいます。

また、II指定正味財産増減の部ですが、指定正味財産増減額はマイナス9,500万円余で、指定正味財産期末残高は指定正味財産期首残高3億7,700万円余に当期指定正味財産増減額を加え、2億8,200万円余を見込んでいます。一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高の合計であるIII正味財産期末残高は、4億6,800万円余を見込んでいます。

これで、公益財団奈良県地域産業振興センターの経営状況の報告を終わらせていただきます。

改めまして、「第346回定例県議会提出 令和3年度一般会計補正予算案その他」124ページをお願いします。

報第19号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてです。当部に関するものは、令和3年度奈良県一般会計補正予算（第2号）です。こちらについてご説明申し上げます。

「令和3年度定例県議会提出予算案の概要」3ページが専決処分をさせていただいた令和3年度一般会計補正予算（第2号）の内容です。

4ページですが、飲食店等営業時間短縮協力金市町村支援事業です。先ほどもご説明申し上げましたが、飲食店等に営業時間の短縮を要請し協力金を支給する市町村に対し、同額を上乗せ支援するとともに、地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）の対象となる取組のうち、同推進枠の対象を超える市町村の負担全額について追加支援を行うものです。繰り返しになりますが、令和3年度一般会計補正予算（第2号）で専決処分させていただいたのは、緊急対処措置の第1期分5月11日までの分と、第2期分5月12日から5月31日分に係る協力金です。

続きまして、奈良県雇用維持支援事業です。これも先ほど申し上げた内容です。6月補正予算は7月分の上乗せでしたが、令和3年度一般会計補正予算（第2号）は、令和3年5月・6月分の雇用調整助成金等の助成率の引下げに伴い必要となる事業者負担を補助するものです。ともに新型コロナウイルス感染症蔓延防止や新型コロナウイルス感染症の対応として5月19日付で専決処分を行わせていただいたものです。

以上で令和3年度6月定例県議会に提出しています産業・観光・雇用振興部の議案に係る説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○平田観光局長 観光局所管の令和3年6月定例県議会提出議案を説明させていただきます。

「令和3年6月定例県議会提出予算案の概要」をご覧ください。

初めに、議第62号、令和3年度奈良県一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。7ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度事業です。宿泊施設の認証取得に向けた設備導入などの感染防止対策の強化等に対し補助を行うもので、国の補助要件確定に

伴う対象施設数の増加による増額分です。

観光局所管に係る奈良県一般会計補正予算案の説明は以上です。

引き続きまして、「第346回定例県議会提出 令和3年度一般会計補正予算案その他」93ページ、議第83号、奈良県観光総合戦略の策定についてです。

奈良県観光総合戦略については、令和3年2月定例会において概要を報告させていただきました。その後、パブリックコメントを実施し、県民の意見を伺うとともに、市町村にも意見聴取を行いました。それらの意見を反映するとともに、時点更新等の所要の修正を加え、本議会に議案として提出させていただいています。その内容について説明させていただきます。

奈良県観光総合戦略は、リニア中央新幹線の奈良市附近駅の設置という長期の視点を持ちつつ、当面の実効性ある具体的施策として策定したものです。第1章では、大きな社会変化も見据えつつ、長期的に本県観光が目指すべき姿を整理しています。第2章では、長期的に目指す姿の実現に向け、本県が取り組んでいくべき施策を示しています。計画期間については、社会情勢の変化の影響を受けやすい観光の現状に鑑み、2021年度から2025年度の5年間としています。

まず、第1章、長期的な観点から見た奈良県観光が目指す姿では、本県観光に係る主な課題を大きく4つにまとめています。1つ目は、宿泊を伴う周遊・滞在型観光を促進すること。2つ目は、観光客が訪れたいくなるような魅力の磨き上げ。3つ目は、快適な旅行に必要な受入環境の整備、これには新型コロナウイルス感染症対策に示されるような安全・安心な観光や、持続可能な観光への配慮等も含まれています。4つ目は、これらの取組を持続的に推進していくための土台として、事業者、行政等がそれぞれの役割を認識し、自ら積極的かつ主体的に取り組むとともに、来訪者へのおもてなしを心がけることです。これらの課題を踏まえ、本県観光の長期的に目指す姿としては、まず、観光振興に向けてとして、観光に関する取組の前提を整理しています。

魅力ある観光地となるためには、事業者、行政等の観光振興実施主体が自ら行うべき役割をたゆまずに行い、観光資源の磨き上げに努め、おもてなしの心を持って接することを継続して行うことが必要となります。その上で長期的に目指す姿として、「内を固めて外に出る」、すなわち「観光資源を磨き上げて、その魅力を広めていく」ことを基本スタイルに、資料記載の3つの奈良を創ることを目指します。

1つ目は、「ここにしかない魅力であふれる観光地・奈良」として、守り継がれてき

た奈良の歴史文化資源等を活用して持続可能な社会の在り方を知り学べる奈良などの実現を目指します。

2つ目は、「いつ来ても快適な観光地・奈良」として、県内観光や近隣府県への周遊拠点として確立された、泊まりたい奈良、心地よく滞在できる奈良などを目指します。

3つ目は、「選ばれる観光地・奈良」として、奈良の多様な魅力の発信により、多くの方がリピーターとして何度でも訪れたい観光地・奈良となることを目指します。

これらの目指す姿の実現により、名実ともに「世界中に名を馳せる観光地・奈良」を目指します。

次、資料2ページをご覧ください。第2章、奈良県観光総合戦略では、今説明した長期的に目指す姿の実現に向け、ここ5年間で本県が取り組んでいくべき施策を示したものです。総合戦略において重視する観点として、各観光振興実施主体の積極的かつ主体的な取組とウィズコロナ・アフターコロナ時代の観光を掲げています。施策の柱としては、5年間で取り組むべきものを8つの「A」で表される柱として整備しています。

(1) 観光振興の土台づくりは、全ての取組に共通するものとして、事業者や自治体等の観光振興実施主体の積極的な参画の実現や観光に関するデータの質と量の充実と利活用の推進、安全・安心な観光地づくりに向けた取組の強化を図ります。

「ここにしかない魅力であふれる観光地・奈良」を実現する施策として、(2) 自然・歴史・文化資源の活用では、奈良の資源を活用した観光振興、(3) 楽しむでは、県内イベント、体験メニューの充実や魅力的な奈良の製品の開発等による買い物の魅力向上、(4) 食の魅力では、奈良の農産品を活用した食の振興に取り組めます。

「いつ来ても快適な観光地・奈良」を実現する施策として、(5) 宿泊施設の質と量の充実、(6) 滞在環境の快適性としては、ウィズコロナ・アフターコロナの新しい生活様式への適合を含めた総合観光地として必要な受入環境整備など、(7) 便利な交通・道路体系では、公共交通等による移動の円滑化や観光振興に資する道路整備等の推進に取り組めます。

「選ばれる観光地・奈良」に係る施策としては、(8) プロモーションの強化として、県民や国内、海外など、幅広い対象者へのプロモーションの強化やMICEの誘致競争力の強化、関係機関等との連携強化を図ります。

総合戦略の成果指標としては、5年目である2025年度の数値として、観光消費額、延べ宿泊者数、観光入込客数などについて、資料記載の目標値を設定しています。

3 ページは、ただいま説明した内容を施策の柱と施策体系として表にまとめたものです。課題に対応した施策の柱ごとに施策を体系化して示しており、施策体系として19項目を掲げています。総合戦略の本体では、これらの項目ごとに目指す姿やその実現に向けた取組の方向性と県における取組例を記載しています。

観光総合戦略の概要についての説明は以上です。

続きまして、「第346回定例県議会提出 令和3年度一般会計補正予算案その他」96ページをご覧ください。

報第1号、令和2年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について、観光局の所管分としては、102ページ、4項観光費の奈良盆地周遊型ウォークルート造成事業です。この事業はウォークルート上に案内サインを整備するものですが、関係機関との調整等に不測の日時を要したことにより、表記の金額の繰越しを行ったものです。

続きまして、114ページをお願いします。報第9号、一般財団法人奈良県ビジターズビューローの経営状況の報告についてです。こちらについては、「一般財団法人奈良県ビジターズビューロー令和2年度事業報告書」及び「一般財団法人奈良県ビジターズビューロー令和3年度事業計画書」に基づき説明させていただきます。

まず、「令和2年度事業報告書」1ページをご覧ください。事業内容の主なものを報告させていただきます。1つ目の柱は、インバウンド向け旅行商品の販売です。3のWEB運用事業では、外国人観光客に対する情報環境整備事業として、令和2年度はウェブサイトの保守管理等を行いました。

2ページをご覧ください。2つ目の柱は、魅力ある観光地域づくり促進事業です。1国内旅行商品販売では、オーダーメイドを含む旅行商品を造成し、販売を実施しました。

4ページをお願いします。4の奈良ファン倶楽部です。奈良のことを深く知りたい方のニーズに対応した「奈良ファン倶楽部」を運営し、会員向けの情報発信を行うとともに、テーマ性・ストーリー性のある会員向けの特別講座等を企画、実施しました。

5ページをご覧ください。3つ目の柱は、地域連携DMO推進事業です。2の奈良県観光キャンペーン連携では、県内主要社寺及び各地域の魅力ある観光資源のPR等を展開するため、令和2年度は天川村の修験道をクローズアップした体験企画を造成し、その体験企画や修験道を紹介するPR動画の作成を行いました。

9ページをお願いします。4つ目の柱として、コンベンション誘致・開催支援事業です。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、案件の大半が中止及び延期となり

ましたが、県内の大学などへの誘致活動に取り組んだほか、令和2年4月に開業した奈良県コンベンションセンターの周知並びに利用促進を図りました。

11ページをご覧ください。令和2年度収支計算書です。事業活動収入合計は2億6,103万円余となっています。予算額との差は、主に環境省の補助金の減となっています。

12ページをご覧ください。事業活動支出合計は、2億5,307万円余です。事業活動収支差額は795万円余の黒字となっています。これらに前期からの繰越金を合わせた次期繰越収支差額については、13ページのとおり1,976万円余となっています。

以上が令和2年度事業報告です。

次に、令和3年度事業計画の説明をします。「一般財団法人奈良県ビジターズビューロー令和3年度事業計画書」1ページをお願いします。世界水準のDMOを目指してということで、県の観光地域づくりの舵取りを担い、観光産業の振興と地域活性化を実現する組織として、多様化する訪日外国人ニーズを的確に捉え、行き届いたサービスの提供に加え、奈良の魅力を自ら編纂し、県内各地への周遊促進に繋げ、地域の観光経済活性化を目指した事業展開を図ります。

1つ目の柱、インバウンド向け旅行商品の販売では、奈良県ビジターズビューローの直接販売体制を強化し、オーダーメイド型旅行予約販売サイトを中心として、広角的なインバウンド旅行商品の販売に努めます。

2ページ、2つ目の柱、魅力ある観光地域づくり促進事業については、1の国内旅行商品販売として、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据え、まずは国内、日本人向けの旅行商品の造成・販売を強化することで地域活性化及び還元に繋がります。3の旅行商品受託販売では、オフ期の宿泊滞在を促進するため、夏季と冬季を中心に社寺等の秘伝秘宝の特別開帳などを行う、「うまし奈良めぐり」の観光キャンペーンを展開します。奈良県ビジターズビューローは事務局を運営し、商品の企画・広報・販売・オペレーション等の業務を行います。

3ページ、6のアンテナショップについては、奈良県猿沢インにおいて、県内全域の地場産品等を販売するアンテナショップ兼コンビニエンスストアを運営し、外国人目線での取扱商品の開拓や関連する旅行商品の提供を行い、地場産品の販売促進やそれらの産地である県内全域への周遊促進を図ります。

4ページをご覧ください。3つ目の柱、地域連携DMO推進事業です。1のJRキャンペーン連携では、JR東海の「うましうるわし奈良」キャンペーンと連動し、奈良の魅力ある歴史文化資源を活用した旅行商品の販売促進を強化します。

5ページ、8のコンサルティング・受託事業です。こちらは地域連携DMOとして、あらゆる観光産業に関する業務の企画・運営・アドバイスを行うコンサルティング業務に力を入れ、地域観光経済の活性化に取り組みます。

6ページ、4つ目の柱のMICE誘致・開催支援事業では、経済効果の高い国際会議を中心とした誘致支援活動を展開します。

これら4つの柱の各事業の実施に当たっては、今般の新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮しながら取り組んでまいります。

7ページをご覧ください。令和3年度収支予算です。事業活動収入合計として、事業収入、補助金等収入など合計3億3,786万3,000円を計上しています。

8ページをご覧ください。事業活動支出の合計は、3億3,915万2,000円を計上しています。収支差額については128万9,000円の赤字となりますが、前期繰越収支差額の1,480万円余を活用し事業を実施してまいります。

以上が令和3年度奈良県ビジターズビューローの事業計画です。

次に、「令和3年6月定例県議会提出予算案の概要」の3ページになります。令和3年度奈良県一般会計補正予算（第2号）について、5月に知事専決処分をさせていただいたもので、観光局に関する分について、報告させていただきます。

4ページ、新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度事業です。これについては、先ほど令和3年度奈良県一般会計補正予算（第3号）でも説明したとおり、ガイドラインに沿った感染防止対策を実施する宿泊施設を認証する制度を創設し、宿泊施設の認証取得に向けた設備導入などの感染防止対策の強化等に対する補助を行うものです。

観光局所管の6月定例県議会提出議案についての説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○大峯食と農の振興部次長（統合本部担当、企画管理室長事務取扱） 6月定例県議会提出議案に係る食と農の振興部の所管分です。

まず初めに、「第346回定例県議会提出 令和3年度一般会計補正予算案その他」91ページ、議第82号、市町村負担金の徴収についてです。食と農の振興部所管は、県営土地改良事業です。地方財政法及び奈良県営土地改良事業分負担金等徴収条例の規

定に基づき、工事により利益を受ける市町村に対し、受益の限度において費用の一部を負担いただくものです。対象事業は、県営ほ場整備事業、県営農地環境整備事業、一般農道整備事業、県営ため池整備事業等を予定しており、関係市町村は、奈良市ほか11市町村で記載のとおりです。事業費は9億2,229万5,000円、負担率は記載のとおりとなっています。負担金額は1億643万4,000円となっています。

続きまして、96ページをご覧ください。報第1号の令和2年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。

食と農の振興部所管の令和2年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書について説明します。101ページをお願いします。第8款食と農の振興費ですが、第1項農業費、担い手確保・経営強化支援事業から、第3項農地費、地籍調査事業までの13事業で、繰越額は合計13億8,000万余となっています。主な理由については、国の補正予算に対応するため、昨年度の2月補正予算に計上したことによるものや、工事進入路に係る地元調整等に不測の日数を要したことなどによるものです。

続きまして、報第10号から報第12号にかかる公社等の経営状況の報告について、別冊の資料で説明します。奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告についてです。「奈良市場冷蔵株式会社 令和2年度業務報告書」をご覧ください。

1ページをお願いします。奈良市場冷蔵株式会社は、県中央卸売市場における生鮮食料品流通に不可欠な冷蔵施設を有する冷蔵倉庫会社として、市場の円滑な運営と県民への食の安定供給に対して大きな役割を担っています。

奈良市場冷蔵株式会社の資本金は1,000万円、うち県は490万円を出資しています。事業の実施状況ですが、近年の市場離れや市場外流通の増加に加え、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛や観光客の減少等により、旅館・ホテル・飲食店等の業務向け食材の取扱量が減少しており、経営状況はさらに厳しい状況となっています。取扱状況は、保管収入高は1億7,308万円余で、対前年度比5.9%の減、営業収入合計は2億2,753万円余と対前年度比18.9%の減となりました。

3ページをお願いします。財務の報告を貸借対照表と損益計算書で説明させていただきます。まず、貸借対照表ですが、資産合計が1億2,113万円余です。負債合計については1億1,073万円余、純資産合計は1,040万円余です。

4ページは、損益計算書です。保管収入など売上高は2億2,753万円余、売上原

価は1億8,418万円余となっており、営業利益はマイナス287万円余を計上しています。営業外収益、営業外費用を含めた経常利益はマイナス471万円余を計上しています。法人税、住民税の納税、法人税等調整後の当期純利益は27万円余となっています。

以上で業務報告書の説明を終わり、引き続き、令和3年度事業計画書を説明させていただきます。

「奈良市場冷蔵株式会社 令和3年度事業計画書」1ページをお願いします。令和3年度についても、県民の食生活の安全・安心に寄与する必要不可欠な業務であるという使命感に立ち返るとともに、抜本的な経営改善に向けた取組を行っていきます。作業品質の向上に努めるとともに、収入増に向けた取組を推進し、収益力の向上を図ります。

2ページ、令和3年度の収支計画について、収支計算書で説明させていただきます。事業活動収入については、基本財産運用収入等ほかで2億3,072万円余です。事業活動支出は2億2,844万円余で、事業活動収支差額は227万円余です。事業活動収支差額に事業外活動収支差額などを合わせた当期収支差額は、131万円余となります。

以上で奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告を終わります。

引き続き、公益財団法人奈良県食肉公社の経営状況について説明させていただきます。

「公益財団法人奈良県食肉公社 令和2年度業務報告書」1ページ、令和2年度事業の実施状況です。奈良県食肉公社は、公益財団法人として畜産振興と県民生活の向上に寄与するという公益目的に沿い、安全・安心な「と畜事業」を行っています。食肉センターの経営改革に取り組んできた結果、平成25年4月から、当公社が直接実施している「と畜事業」についておおむね順調に推移しており、施設の管理運営事業と併せて、効率的で透明性の高い運営に努めてきました。また、本年6月に施行された食品の衛生管理手法「HACCP」に沿った衛生管理に対応するため、衛生管理設備の改修及び経年劣化した設備の更新を実施しました。令和2年度は枝肉搬出時の衛生管理のため、搬出施設の覆い屋を延長し、開閉式のカーテンを設置する工事を行いました。

2ページ、令和2年度の取扱状況については、牛2,901頭、豚1万369頭のと畜、解体を行いました。

5ページ、財務報告です。貸借対照表と正味財産増減計算書について、平成26年4月から公益財団法人に移行したことにより、公益目的事業会計と法人会計の内訳につい

ても示しています。まず、貸借対照表ですが、資産合計は3億9,398万円余、負債合計は2億1,808万円余、正味財産は3億7,589万円余です。

7ページ、正味財産増減計算書について、経常収益は基本財産運用益等で、4億202万円余です。

8ページ、経常費用は、事業費及び管理費で4億3,395万円余、当期経常増減額は3,192万円余の減となっています。これは主に現金の支出を伴わない建物、構築物等の減価償却費分です。

なお、令和2年度は会計方針の変更に伴い、貸倒引当金繰入れ1億5,229万円余、賞与引当金繰入れ1,115万円余、退職給付費用629万円を費用処理し、当期経常外費用計として1億6,973万円余を計上しました。

15ページ、財産目録です。1年内返済予定長期貸付金の154万円と未収金のうち96万円の合計250万円については、平成26年2月に締結した金銭消費貸借契約及び施設使用料に関する第3回目の返済分です。

以上で業務報告書の説明を終わり、引き続き、令和3年度事業計画書を説明させていただきます。「公益財団法人奈良県食肉公社 令和3年度事業計画書」1ページ事業の実施方針です。本年6月から、改正食品衛生法が施行され、世界的に推奨されている食品の衛生管理手法である「HACCP」が制度化されています。中核事業である「と畜事業」について「HACCP」制度に対応するため、引き続き衛生管理の徹底を図るとともに、施設管理事業においても「HACCP」に対応した衛生管理設備等の改修を終え、経年劣化した設備の更新を計画的に進めていきます。

次に、事業計画の概要について、1ページから2ページにかけて説明します。具体的には、平成31年に作成した「HACCP」実施マニュアルの再確認と検証に取り組むとともに、研修や現場実践等を繰り返し実施し、より実効性を高めていきます。ハード面においては、衛生管理設備の改修等を計画的に進め、安全・安心な食肉の供給を推進するとともに、物品調達方法の見直し等により経費の削減に努めていきます。一方、周辺地域の治水、環境対策については、食肉センター、環境保全対策協議会を開催し、地元自治会等と必要な協議を行っていきます。

3ページ、令和3年度の収支予算書です。収支予算書についても、公益目的事業会計と法人会計の内訳について示しています。経常収益は基本財産運用益等で4億152万円余です。

4 ページ、経常費用は事業費及び管理費で4億6,016万円余、一般正味財産増減額は5,864万円余の減です。この一般正味財産増減額のマイナス分は、建物、構築物等の減価償却費等に相当する金額です。

以上で奈良県食肉公社の経営状況の報告を終わります。

引き続き、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターの経営状況について説明させていただきます。「公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター 令和2年度業務報告書」1ページ、令和2年度事業報告です。令和2年度においては、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を図る農地中間管理事業を中心に実施しました。主要事業について説明します。

まず、農地の集積・集約化では、農地中間管理事業で328件、133ヘクタールの農地のマッチングを行いました。旧農地保有合理化事業で、農用地の貸借を記載のとおり実施しました。担い手の育成・確保では52件の就農相談がありました。農業人材の活用では、1名の方に無料職業紹介を実施しました。詳細については、2ページから5ページに記載のとおりです。

7ページ、財務の報告です。貸借対照表と正味財産増減計算書で説明させていただきます。まず、貸借対照表です。資産合計は9,367万円余、負債合計は330万円余、正味財産合計は9,037万円余です。

8ページ、正味財産増減計算書です。一般正味財産については、経常収益は7,702万円余です。

9ページ、経常費用は8,081万円余、当期一般正味財産増減額は378万円余の減です。この一般正味財産と指定正味財産を合わせた正味財産期末残高が9,037万円余です。

以上で業務報告書の説明を終わり、引き続き、令和3年度事業計画書を説明させていただきます。

「公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター 令和3年度事業計画書」1ページから3ページに記載のとおり、農地の集積・集約化を図るため、農地のマッチング、担い手の確保等を重点的に推進することとし、引き続き収入確保、経費節減に努めます。

4ページ、令和3年度の収支計画について、正味財産増減予算書で説明させていただきます。一般正味財産について、経常収益は1億6,559万円余です。経常費用は1億6,903万円余、経常外収益費用を加除した当期一般正味財産増減額は343万円

余の減です。この一般正味財産と指定正味財産を合わせた正味財産期末残高は8,418万円余です。

以上でなら担い手・農地サポートセンターの経営状況のご報告を終わります。

以上をもちまして、食と農の振興部の提出議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小泉委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますのでご了承願います。

○植村委員 それでは、報第11号の奈良県食肉公社に関することで少し質問させていただきます。

先ほど説明がありました業務報告書2ページ、令和2年度は、と畜頭数が2,901頭ということでグラフにも掲載されていますが、昨年度に比べると、コロナ禍の中でも181頭プラスとなっています。その中で気になりますのが、大和畜産ブランドである大和牛は460頭ということで、昨年度よりも53頭マイナスとなっています。このグラフをずっと見ますと、平成23年度頃には、この大和牛は989頭ございました。ところがもう約半分に減っています。

私も先日、知り合いの方からお聞きしたのですが、大和牛を買いに行こうと思ってもなかなか売っていないとか入ってこない、量が大変減ってきている。そのことに関して、この大和牛はご存じのように奈良県のブランドであり、奈良県プレミアムセレクトとして非常に推進されてきたわけですが、このような減少傾向になっているということで大変懸念しているのです。この状況について、なぜこのように減少しているのかご説明いただきたいと思います。

○阪口畜産課長 県産ブランド和牛である大和牛の生産頭数ですが、植村委員よりご指摘ありましたように、平成23年度の989頭をピークとして、ここ数年、500頭余りで推移してまいりましたが、令和2年度については、さらに前年度比で1割減少して460頭となっています。大和牛の減少の原因としては、全国的に子牛価格が年々上昇し、高止まっていることが考えられます。中でも大和牛の素牛となります和牛の子牛価格がコロナ禍で値を下げた一時期を除き、1頭当たり70万円台後半の高額で取引されており、肥育農家は価格の高い和牛に替えて比較的価格の安い和牛以外の肉用牛を購入していると考えられます。ちなみに先ほど植村委員よりご指摘ありましたように、奈良県食肉センターにおける牛全体のと畜頭数は、昨年度と比べても181頭増の2,901頭

となっておりまして、和牛や大和牛以外は増加している現状です。

県では、大和牛の振興について、引き続き、生産者、買受人、販売店等で組織される大和牛流通推進協議会を通じ、品質向上や積極的な出荷を促すなどして図っていくとともに、令和元年度からは肥育農家が行う和牛子牛の導入に対して支援を行っているところ です。

なお、大和牛の生産拠点として、みつえ高原牧場に畜産団地の整備を検討する方針を奈良新『都』づくり戦略に位置づけています。みつえ生まれやみつえ育ちの大和牛を増産し、生産頭数の増加を図ってまいりたいと考えています。

○植村委員 これからの対策や現状まで全て説明していただきました。私が聞かせていただいたのは、なぜ減っているのかということだったわけですが、最後まで言うていただきました。

小泉委員長の承認をいただきまして、お手元に資料を配付させていただいていますが、このグラフでは、阪口畜産課長に説明していただいたように、子牛の価格が、1頭77万4,500円という金額が出ています。それ以外の牛と比べて、倍以上、3倍以上という値段になっていて、高いと感じるわけです。特に、県外産が非常にどんどん増えている。そして、その他県内産も若干ですが、増えています。それで、その分減っているのがこの大和牛です。

さて、ご説明いただいたように、子牛を買うために支援をしていただいているということですが、具体的には大体どれぐらいの支援をしておられるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○阪口畜産課長 和牛の素牛の導入に対しての支援ですが、令和元年度より1頭当たり2万5,000円を支援してまいりました。令和3年度については、さらに高級で高品質な大和牛を生産していくということで、70万円以上の牛について1頭当たり5万円の支援をさせていただいているところです。

○植村委員 2万5,000円から5万円に上げていただいたということですが、これで実際に生産数が上がっていくのか少し不安を感じるのです。70万円以上、74万円、75万円のうちの5万円ということですから、1割にも満たない。それをすることによって奈良県の生産者の方々が仕入れることができるのか。もちろん金額には限界もあるのですが、奈良の大和牛は、プレミアムセレクトにされているということですから、もちろん将来的には畜産団地を造られるということも聞いていますが、それまでにこの衰

退している数字が止まるのか。460頭が、来年はどれぐらいになってしまうのだろうか。

私の近所にも大和牛を販売する専門のお店もございます。奈良教育大学の向かいに数年前にオープンされ、私もたまに買いに行かせていただいたら、非常においしいですし、やはり買うのだったら、少し高いけれども大和牛を買いたいということで買物に行かせていただいているのです。けれども、そもそもその量が減ってきているということで、この大和牛が本当に幻の肉のように買えない状況になるのはいけないと思うのです。その5万円を出していただいているのはありがたいと思うのですが、その効果として、来年や再来年は頭数が増えるとお考えなのでしょうか。その点を聞かせていただきたいと思います。

○阪口畜産課長 平成15年から流通を開始した大和牛ですが、現在、子牛導入に対する支援と併せて、先ほども申しましたが、生産者、買受人、販売店等が組織している大和牛流通推進協議会で、さらなる出荷の促進や品質の向上を目指してまいりたいと思っています。また、植村委員よりご指摘がありましたように、プレミアムセレクトについても、少しでも共励会等の行事の中で、少しでもたくさんの頭数を出していただいて、さらなる活性化を図っていきたいと考えています。

また、繁殖和牛が非常に減っている状態が子牛価格の高騰につながっているということで、国でも繁殖和牛の増頭を図っていただいているところでして、そういった施策等も併せながら活性化していきたいと考えています。

○植村委員 今ありました繁殖和牛のお話ですが、この460頭のうち、奈良県で生まれて大きくなった純然たる牛は、どれぐらい含まれているのですか。

○阪口畜産課長 県の畜産団地の話がございましたが、今運営しているみつえ高原牧場で生産されたものを含めまして、約460頭のうち180頭程度が奈良県生まれの大和牛です。

○植村委員 他のところではなく、奈良県で生まれて奈良県で育った本当の大和牛が現在は180頭ということですから、一般的に考えると、これを増やして広げていくことが、地産地消につながり、よいと思うのです。

先ほどおっしゃっていたみつえ高原牧場の畜産団地については、まだ大分先ですか。令和何年と言われていましたか。

○阪口畜産課長 現在、令和10年度のフルオープンを目指しています。

○植村委員 令和10年度ということですから、まだまだ大分先です。それまでこのまま衰退していったら忘れられてしまうという危機感を持っていますが、何とかもう少しできないものですか。今言われたことでは不安に思うのですが、その点、大峯食と農の振興部次長、どうですか。

○大峯食と農の振興部次長（統合本部担当、企画管理室長事務取扱） 阪口畜産課長がお答えしましたとおり、みつえ高原牧場の畜産団地については、令和10年度オープンということで計画しています。その間につきまして、まだ、7年ほどございますので、先ほど申し上げたとおり、当面いろいろな補助金制度であるとか、あるいは出荷者や買受人などが集まった協議会の中で、出荷や生産に向けて密に連携して、取組を強力に行い、その間なるべく大和牛の出荷数、生産頭数を増やすような形の努力をしてまいりたいと思います。

○植村委員 ぜひこれは本当に、買いに行こうと思ったら買えるように、また、食べたいと思ったときに食べられるように、と蓄頭数は増えているわけですから、令和10年度ということではなくて、ぜひ今のうちに、より強力で推進していただけるように要望して終わりたいと思います。

○太田委員 1点質問させていただきます。奈良県ビジターズビューローにつきまして先ほど報告がございました。これまで法令違反や不適正な会計とかパワハラ、また、職員の半数に及ぶ退職などについて、取り上げてきたところですが、3月の予算審査特別委員会の中でも、この改善が現在進められているというようなことでしたので、それがどの程度進んでいるのかということをお尋ねさせていただきました。再度現状について、お伺いしたいと思います。

○松浦ならの観光力向上課長 3月の予算審査特別委員会におきまして、奈良県ビジターズビューローでは、特別監査、監事監査の結果を踏まえ、全39項目の改善を進めてきており、研修の実施等継続的に取り組んでいくものを除いて、奈良県ビジターズビューローの法人理事及び評議員の役員構成や定員の見直し、また、退職金の掛金の基準の整備の3点が未完了で検討を進めている旨のご説明をさせていただいたところです。そのうち奈良県ビジターズビューローの法人理事及び評議員の役員構成や定員の見直しについては、5月に開催されました奈良県ビジターズビューローの理事会、評議員会に付議され、承認されたところです。

また、退職金の掛金の基準の整備については、持続可能な財源の確保を見極めながら

慎重に検討を進める必要があることから、継続して協議する旨、5月の理事会、評議員会で報告されたと報告を受けています。

○太田委員 こういった改善の計画が示されているということですので、それにのっとってされている。現在、39のうち3つが未完了という認識でよろしいでしょうか。

○松浦ならの観光力向上課長 先ほどの繰り返しになりますが、研修の実施など、継続的に取り組んでいくものもございしますが、それらを除き3項目となっています。今は退職金の掛金の基準の整備についてが残っているということです。

○太田委員 改善の計画に向けて着実に進められているということで確認させていただきました。

令和2年度の事業報告書を見させていただきましたが、22ページの監査報告書の中に、組織運営上の重要課題について、週1回会議を行って情報共有を図っているが、議事録として保管されていないとか、また、コンプライアンスの関連等法令に関して、各専門家へ相談した結果の一部内容について、担当者のみにとどまっているとか、3つ目に、幾つか書かれているのですが、適切を欠くような事務処理が散見されるという指摘がなされているわけです。この監査報告書に対して、何か改善策が反映されているのだったら、それはそれで確認させていただきますが、この監査の指摘に関しては、どういう取扱いを行われるのか確認させていただきたいと思います。

○松浦ならの観光力向上課長 引き続き、こういう事務処理の指摘を受けることのないよう、徹底してまいりたいと思っております。

○太田委員 確認ですが、この事業報告書の中の監査報告での指摘というのは、今回の改善策とは別に、新たな課題として、こういうことがあるということで示されているということではなかったでしょうか。

○松浦ならの観光力向上課長 こちらの計画に基づいている分につきましては、計画的にしっかりとやってまいっております。今ご指摘の部分につきましては、今後このような指摘を受けることのないように努めてまいりたいと考えています。

○桐田観光局次長 基本的には松浦ならの観光力向上課長が答弁したとおりですが、太田委員がおっしゃっている、そういう不適切な部分についても、ガバナンス改善策の取組状況ということで理事会に諮る項目に含めて、改善をしているところです。先ほど述べましたとおり、研修会等々継続的に見直していくものを除きまして、今まだ処理が完了していない退職金に係る項目がございします。

○太田委員 先ほど申し上げましたように、これまで、あるまじき法令違反、不適正会計やパワハラということで指摘されてきたところです。その計画に基づいて進められているとは思いますが、注目されているところでもございますので、適切な対応を求めておきたいと思えます。

○樋口委員 私からは1点だけ、令和3年度一般会計補正予算の中の柔軟な働き方のためのテレワーク導入支援事業について質問させていただきます。

まず、この支援事業の対象としている事業所のおおよそ何件に、どういう内容の支援をしようとしているのかという、一番根本的、基本的なところをお聞かせいただけますでしょうか。

○畑澤雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 テレワークの導入支援事業の対象としていますのは、県内の中小企業と小規模事業所として、補助対象件数としては100件を予定しています。

補助の内容としては、端末購入費等の設備の購入に対して、3分の2の補助率で、上限額60万円で補助を予定しています。それとともに相談窓口を設置し、そちらで専門相談員が電話相談と訪問により、個別の事業所に対する導入について、丁寧に相談に乗ってまいりたいと考えています。

○樋口委員 相談を受けていただけるということですが、補助を直接受けられるところ以外で、どういう方に補助できるかというような相談だけでも、を受けていただけるということですか。県内事業所はたくさんあって、そのうちの100件が対象ですから、いろいろ手が挙がってきて、補助を求めているところが安く済む場合もあるでしょうし、まず相談から入っていくと思いますが、それが100件相当ということではないのですよね。

○畑澤雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 相談につきましては、補助を申請されるされないにかかわらず広く受けさせていただく予定にしていますので、相談の結果、独自にされる場合もあります。補助を申請して導入されたいという場合には、申請していただきたいと思っています。

○樋口委員 分かりました。

それで、県内の企業、事業所のテレワークの進捗状況について、基礎資料として何か持っておられるでしょうか。

○畑澤雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 県内のテレワークの事業所の実施状

況ですが、昨年度に県で実施した奈良県経済・労働緊急調査の結果によりますと、新型コロナウイルス感染症への対策として新たにテレワークを実施した事業所は12.0%ございました。そのうち調査を実施した9月の時点で既にそれを終了した事業所が43.1%に上っていました。このことから、テレワークを導入したものの定着がしにくいことが分かった状況です。また、テレワークを実施していない理由もお聞きしており、適した業態ではないという理由が非常に多く、そのほかに、セキュリティーに不安がある、導入方法が分からない、導入費用が負担できないといった理由が上げられていました。

○樋口委員 この新規事業の目的とするところは、これが新型コロナウイルス感染対策としてテレワークを一時的にやっ払いこうというのが入り口だと思うのですが、そこを主目的にしているのか。あるいは、継続的にテレワークを進めていこうというような、要は働き方改革や生産性向上などを目指したものなのか、どちらなのでしょう。

○畑澤雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 テレワークは、ICTの利用により、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として、企業にとっては労働力が少なくなっていく中で人材の確保であったり、あと、生産性の向上を図る、また、非常時において業務の継続を実現するというメリットがございます。また、労働者にとっては育児や介護といったことと仕事との両立を図ることができる、また、離職の防止にもつながるということで、様々な効果を持つ働き方です。これまでテレワークは働き方改革の一環で導入が進められてまいりましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけとして、感染防止対策としても非常に有効な手段ということで、その有効性が改めて認識をされているところです。県においてもこの機会を捉え、テレワークを柔軟な働き方としてしっかりと職場に定着させるという目的と、それとあわせて、感染防止対策として推進するという両方の目的を持って、県内の中小企業、小規模事業所に導入と定着を図ってまいりたいと考えているところです。

○樋口委員 入り口としての感染症対策というのはよく分かるのですが、せっかく補助金を出して支援するということなので、できるだけ定着に力を入れていく必要があると思うのです。それを補助要件にするかどうかは別として。ただ、先ほどの話ですと緊急事態宣言が出ている間はやったけれども、終わった瞬間に4割ほどやめてしまったということもあって、ここに大きな課題があるのだらうと思うのです。では、定着、継続させていくために、どういう手だてが必要なのかということを考えていただく必要がある。相談ということも業務の中に入っていますが、その中でテレワークをしていくときのメ

リットと、それを定着、継続していくときにその企業が持つておられる課題に対して、どう解決すべきかというアドバイスがやはり大事になってくると思うのです。

なぜ続けられないかというところで、これは聞いている話ですが、例えば経費、費用負担の話で、特に、通信費や機材は全て会社持ちか個人持ちかというように、自宅の通信環境を整えるときの費用やその通信費などを誰が負担するかとか、あと、企業の中でそういうお金の話が絡んでくると、テレワークのできる業種や仕事をやっている方とそうでない方との間の不公平感の話があったりして、就業規則にきちっと書き込まないとなかなかクリアできない話があったりします。会社の経営者側の意識として、テレワークができる仕事をつくり出していけるかどうか。要は今までの仕事のやり方だとできないのですが、こういうやり方でやっていくと、できる業務が増えていくというような話ですとか、先ほどのセキュリティーの話もありますし、クリアしていかないといけない課題が、既にいろいろと研究されている中で散見されるものもあるので、そこは何かアドバイスできる答えを持って臨まないと、なかなか定着につながっていかないと思うのです。

その辺り、何か今こういう形で対応しているという答えがあればお答えいただきたいですし、今後の課題であればそれとしてご検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○畑澤雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 様々なテレワークの導入に関する課題につきまして、樋口委員からもご指摘いただいたとおり、費用の負担や不公平感、業務の切り出しなど、いろいろあると思います。その辺りを、今回は、専門相談員として、ITコンサルタントの方に、技術的な部分でどのようにIT化を進めるかということと、就業規則の改正も併せて行うことから、社会保険労務士の資格を持ち、かつ働き方コンサルタントの方に、働き方改革という意味での業務の見直しなどをアドバイスができる方を配置してやっていきたいと思っていますので、個々の事業所の実情をしっかりと把握させていただき、それに応じた助言をさせていただくことで導入とともにしっかりと定着できるものとして推進していきたいと考えています。

○樋口委員 よろしくお願ひします。ただ、その相談される方は、何人体制なのでしょうか。

○畑澤雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 相談体制については、電話での相談に2名、そして訪問の相談として2名を予定しています。

○樋口委員 電話となると、本当に入り口の相談になって、具体的に解決策を考えていくに当たっては、その派遣の2名が主に対応していく形になると想像するのですが、対象が100件、あるいはそれ以上のものが想定されているわけです。その体制で本当にこなせるのか不安があります。例えば、奈良県地域産業振興センターの経営基盤構築支援事業の中で、IT化やテレワークも含めてセミナーや研修などを行っておられたり、あるいは市町の商工会議所や商工会の中でもこういう研修会、アドバイスを行っておられたり、各関係機関の中でもいろいろと取り組まれていると思うのです。それも生かしていただかないと、なかなか数はこなせないのではないかと思います。もちろん県の事業ですから、県が主になるのですが、その辺りはうまく連携を取ってやっていただくと、より効果的あるいは効率的にできるのではないかと思いますので、県内の各団体がどのような取組をされていて、どこで協力できるのかなどを考えて、あるいは調べていただいて、上手に動かしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○和田副委員長 観光局に聞きますが、奈良県観光総合戦略と奈良県ビジターズビューローの事業計画は連動していますか。私は連動が弱いと思っているのですが、どうですか。

○松浦ならの観光力向上課長 奈良県観光総合戦略については、観光振興実施主体がそれぞれ主体的・積極的に、しっかりと連携していくことを大切にしていますので、連携はしっかりしてまいりたいと考えています。

○和田副委員長 奈良県ビジターズビューローの計画を見ていると、奈良県観光総合戦略では、「ここにしかない魅力であふれる観光地・奈良」ということをうたっていますが、そのような商品企画というものが感じられないと思います。それから、記紀・万葉が奈良の売り物だと思うのだけれども、それを全然うたっていないと思うのですが、どうでしょうか。

○村田観光プロモーション課長 奈良県観光総合戦略について、奈良県ビジターズビューローとの連携や記紀・万葉についての記載が不足しているのではないかとのご質問と存じます。

奈良県ビジターズビューローでは、うまし奈良めぐり実行委員会を実施しています。令和3年度事業計画書2ページ、こちらの事業については、県で負担金を持ちまして、事務局は奈良県ビジターズビューローが持っています。この中で奈良県特有・固有の歴史文化を活用した事業について進めています。戦略の中では概要ですが、実際の事業の

中では記紀・万葉や歴史的な文化資源、社寺等の魅力を生かしながら観光のプロモーションを図ってまいります。

○平田観光局長 村田観光プロモーション課長からもご答弁させていただきましたが、事業計画書の2ページ、魅力ある観光地域づくり促進事業の、例えば「1国内旅行商品販売」、「3旅行商品受託販売」などに、当然奈良のいろいろな歴史文化資源を活用したものは入っています。ただ言葉的に、記紀・万葉はあまり入っていない感じはするのですが、個別にというよりは大きく書いています。奈良県観光総合戦略の中では、「自然・歴史・文化資源を活用した観光振興」の中で「世界遺産、日本遺産、記紀・万葉等、奈良らしい歴史文化資源を活かした観光商品の開発」ときっちり書いていますので、奈良県ビジターズビューローとはこれに基づいて、県の事業や奈良県ビジターズビューローの事業を一緒に進めていこうということで、常に連携しながら、そこもきちんと含んで進めていきたいと思っています。

○和田副委員長 平田観光局長がおっしゃいましたように、これから強化、取組をしていただきたいと思います。それから、奈良県観光総合戦略の文言を奈良県ビジターズビューローの事業計画書へ入れることをお勧めしたいと思うのです。要望です。以上、よろしくをお願いします。

○小泉委員長 ほかにないようですので、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案についての委員の意見を求めます。ご発言願います。

○植村委員 自由民主党は賛成いたします。

○川口（延）委員 自民党絆といたしましては、付託されました全ての議案に賛成いたします。

○森山委員 新政ながらも付託された議案に全て賛成いたします。

○太田委員 日本共産党も付託された案件については賛成させていただきます。

○和田副委員長 創生奈良も賛成します。

○小泉委員長 それでは、全ての方が賛成ですので、簡易採決により行いたいと思えますけれども、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りいたします。

議第62号中、当委員会所管分、議第82号中、当委員会所管分、議第83号及び報第19号中、当委員会所管分について、原案どおり可決または承認することにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの議案4件については、原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてですけれども、報第1号中、当委員会所管分及び報第8号から報第12号については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

審査の途中ですけれども、しばらく休憩いたします。

14:52分 休憩

15:07分 再開

○小泉委員長 会議を再開いたします。

それでは、その他の事項に入ります。

食と農の振興部次長から、中央卸売市場再整備事業に係る市場エリア(B to B)の取組状況について外1件の報告を行いたいとの申出がありましたので、報告を願います。なお、理事者におかれましては着座にてご報告をお願いいたしたいと思っております。

○大峯食と農の振興部次長(統合本部担当、企画管理室長事務取扱) 私からは2件ご報告させていただきます。

まず、中央卸売市場再整備事業に係る市場エリア(B to B)の取組状況についてご説明します。中央卸売市場再整備事業は、市場の老朽化が進む中で市場施設の効率化、高機能化を図る市場エリア(B to B)の整備と一般消費者を対象に賑わいづくりを目的とした賑わいエリア(B to C)の整備を行い、それらが相互に連携して地域を活性化する複合拠点となることを目的としたものです。今回ご報告するのは、そのうち先行する市場エリア(B to B)の整備に係る取組状況です。本年3月に作成した奈良県中央卸売市場再整備基本計画実施プランに基づき再整備を推進しており、市場エリア(B to B)の整備について、PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)による実施方針・要求水準書(案)を7月に公表する予定です。

実施方針(案)の概要ですが、本方針は、本事業を実施するに当たり、PFI法の規定等に基づき定めるもので、本事業内容や民間事業者の募集選定に関する事項等を記載

しております。

「（１）実施方式」ですが、本事業はPFI手法のBT方式による実施を予定しています。BT方式は、民間事業者が市場施設を建設し、建設後に施設の所有権を県へ移転する方式です。

「（２）公募条件等」についてですが、入札参加者は、単体企業または複数の企業によるグループで、参加に当たっては、卸売市場等の設計等業務で、過去に一定規模以上の実績を有することを必要としています。

今後のスケジュールについては、「（３）スケジュール（予定）」のとおり、本委員会での報告を経て、7月に実施方針及び要求水準書（案）の公表を予定しています。公表後、整備事業費の予算化を議会にお諮りして、10月に入札公告を行い、提案審査を経て、令和4年3月に落札者を決定する予定です。本事業用地の範囲については、

「（４）事業用地」の図中に記載の「市場エリア（B to B）」の範囲を考えています。

次に、要求水準書（案）の概要についてご説明いたします。これは、本事業に関する設計業務、建設業務等の各種業務の要件について、県が要求する一定の水準を示すものです。施設の基本性能について、今回先行して整備する市場エリアと今後整備を検討していく賑わいエリアが連携し、市場機能の向上や賑わい創出を実現できるよう配慮した配置計画を求めてまいります。また、再整備後、数十年の長期間にわたる建物利用を考慮し、ライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること等も併せて求めていくこととしています。デザインについては、今回の整備対象は市場エリアですが、次期整備となる賑わいエリアも含めた食の拠点整備をしたいと考えているため、市場エリアを周辺地域等と調和の取れた環境デザインとするとともに、来場者が市場らしさを想起できるような賑わいエリアとの一体的な全体デザインの提案を民間事業者に求めてまいります。

次に、奈良県における豚熱への対応についてご説明します。豚熱は、平成30年9月に国内では26年ぶりに岐阜県の農場で発生し、これまでに全国13県、68事例発生しています。本県においても1件の事案が発生しまして、防疫措置等を実施したところ

です。

本県における防疫措置等の概要について、令和3年3月31日に奈良市の養豚場において国内63例目となる豚熱が発生したのを受けて、豚1,089頭の殺処分、埋却処分等の防疫措置を実施しまして、4月3日に防疫措置を完了しました。本県は、豚熱ワクチンの接種地域であることから、移動制限等、生産に影響を受ける農場はございませ

んでした。その後、豚熱は全国でも発生しており、引き続き嚴重な警戒が求められています。

本県における豚熱対応について、まず従来からの取組についてご説明します。令和2年1月から県内全ての飼育豚に豚熱ワクチンの接種を開始し、同年6月からは野生いのししを介した感染拡大を防止するため、野生いのししへの経口ワクチン散布を開始しました。特に三重県及び京都府南部での野生いのししにおける豚熱の蔓延が続いていたことから、隣接する奈良市、宇陀市、山添村において実施しました。また、養豚場への野生動物侵入を防止するため、野生動物侵入防止柵、防鳥ネット、動力噴霧器などの設置に対して国の補助金も活用しながら、県としても養豚農家への支援を行いました。

続きまして、今年3月の豚熱発生を受けて実施する今後の対応についてご説明します。まず、ワクチンにつきましては、接種時期を精査の上、飼育豚へのワクチン接種を継続的に実施するとともに、野生いのしし豚熱対策についても令和3年度より新たに範囲を拡大して、養豚場が所在する天理市、五條市、大淀町においても経口ワクチンの散布を行い、蔓延防止を図ります。また、野生いのししのふん便などを介しての感染拡大防止のため、ハイキングなどの入山者にも注意喚起を行っているところです。今回の発生を受け、飼養衛生管理基準遵守の徹底を最重要事項として、家畜保健衛生所では遵守状況のチェックと指導を行っています。具体的には、野生動物侵入防止柵や防鳥ネットの点検整備、また、農場の出入口での車両の消毒、記帳、出入口及び豚舎ごとに手指消毒、専用の衣服・長靴への交換、さらに畜舎及びその周辺の消石灰散布などの指導を徹底しています。さらに、家畜伝染病発生時に迅速な対応が取れるように備蓄資材の準備を進めるとともに、現行の防疫措置の反省点を踏まえ、防疫マニュアルを早急に見直す予定です。

以上をもちまして食と農の振興部の報告を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉委員長 ただいまの報告、あとはその他の事項も含めた質問がありましたらご発言をお願いいたします。

○樋口委員 私から2点質問をさせていただきます。

まず1点目、今ご説明いただいた中央卸売市場の再整備事業に関してですが、資料の「要求水準書（案）の概要」の「配置計画」の中で、B t o CとB t o Bとの連携という話があって、その下の「デザイン」の中にB t o Cとの一体的な全体デザインの提案

がありますが、B t o Bの市場エリアとB t o Cの賑わいエリアの担い手は、同一の事業者を想定しているのか、違うところを想定しているのか、確認させてください。

○伊藤中央卸売市場再整備推進室長 B t o Bの整備事業者とB t o Cの整備事業者は別になるだろうと考えています。

○樋口委員 違う事業者がやる事業について、連携や一体性ということで、同時に動いていたらそれぞれ調整してくださいという話もできるかと思うのですが、B t o Bのエリアを先行的にやりますという話になっていて、その中で連携や一体性をどう担保するのが気になっているところです。概要しか書いていないので中身が分からないのですが、こういう形で一体性や連携というところをクリアしようとしているというのがあれば、教えていただけますか。

○伊藤中央卸売市場再整備推進室長 現在、こちらのB t o BエリアとB t o Cエリアとエリア分けはしているのですが、一体で中央卸売市場であるというのが県の一番大きなスタンスです。樋口委員ご指摘のとおり、整備時期は分かれますので、まずB t o B事業者を募集する中で、次のB t o Cについても基本計画の中で、フードホール、ホテル、広場等、ある程度例示をしていますので、そこに拡張性が持てるかを、後のB t o C事業者がどのように考えられるのか。そういったことも含めて一体的に、まず全体のデザインを求めていこうと考えています。

また、B t o Bの整備とB t o C事業者の募集は並行する部分がございますので、B t o Bの整備事業者に対して、工事期間中の施工調整や設計期間中の計画調整も求めていこうと考えています。

○樋口委員 分かりました。当然、B t o Bの計画案や設計などから予見してB t o Cは考えられるということかと思うのですが、特にデザインなどについては、業務を進めるエリアと賑わいを創出するエリアのデザインを一体的に考えたときに、業務エリアのデザインが賑わいエリアのデザインを規定することになると、あまり面白くないものにならないのかということが、少し気になるところです。動線などは、この辺りをつなぐというようなことの想定をしやすいかとも思うのですが、デザイン部分については気になる。特に意匠や基調になるようなデザインについては、やり方として、事前に県で一定の方向性を打ち出してもいい部分かもしれません。業者に決めてもらうのももちろんですが、その手前のところでデザイン方針みたいなものを研究されて、専門家を入れるのかどういうやり方が分からないですし、スケジュール的にB t o Bの業者を決めてか

らか、今年の10月までなのとも言えませんが、県から方針を出して、さらにその上をいく提案はどんどん受け入れたらいいと思います。そういうガイドラインがあったほうがいいという感じはしますので、工夫していただきたい。恐らく具体的に採用の流れを考えていくと気になるところになるのではないかと思いますので、何か工夫してクリアしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2点目、新型コロナウイルス感染症対策で、経済支援策をいろいろやられていて、特に昨年度は無利子無保証料の制度融資など、これで倒産件数が少なく、息をつないだという声もたくさん聞いています。ただ、では現状はどうかを県で把握されているのかどうか。何が言いたいかというと、かなり大きな融資枠を取って融資されて、どういう業種のどういうエリアの事業者さんにそのお金が行き渡ったのか、その成果としてどうだったのか。令和2年度は何とか耐えしのぎました。でも、令和3年度4月以降、第4波でまた経済縮小になって、その影響で今はどうか。その辺のフォローアップも含めて、現況を把握できているのかどうか非常に気になるのです。県の担当で現状の捕捉ができていないのかどうか、お聞かせいただけますでしょうか。

○南地地域産業課長 県制度融資の実施状況については、融資を実行する金融機関及び保証業務を担う奈良県信用保証協会と緊密に情報交換を行っていますが、その内容は主に各資金ごとの申込みであるとか、融資実行の状況についてです。一方、金融機関をはじめ、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会などの支援団体との定期的な意見交換や民間調査会社の発表資料などにより、県内の全体的な景況感を把握してきたところです。今後、制度融資の効果を測る手段の一つとして、樋口委員お述べのような融資を受けた事業者の業種別の景況感についても、金融機関から情報提供を求める手法を検討してまいりたいと考えています。

○樋口委員 できるだけいろいろなチャンネルを使って、情報を集めていただきたいと思います。結局この制度あるいは事業の成果をどう見ていくか。例えば、今後新たな感染症が出てきたときにどういう手を打っていくのが効果的か、あるいはどの時期にどういう影響が出てくるのかというようなことを捕捉していこうと思うと、この機に今の情報をできるだけ集めていく必要がある。昨年度の経済労働委員会の中でも、当時は制度融資が動いている状況で、動かしながらどういうところで資金需要があるのか、エリア的なもの、あるいは業種的なものなどをデータ化しておく必要があるのではないかとというようなことを申し上げたと思うのですが、恐らく非常に件数の多い申込みがある中で、

なかなか追いついていない部分もあるかと思いますが、ただ、そこは後から追いかけていくことも可能だと思いますし、その後のフォローアップという部分で、その後どうなったかという情報も入れていく必要があるだろう。信用保証協会では、市町村別、制度別、あるいは業種別でどれだけの資金を融通したかという数字をそれぞれ個別に表として、月報で出されています。ああいう情報があるということは、クロスで見えていくこともできるのだろーと思しますので、ぜひそういう情報をご協力いただいて取っていただきたい。今どき紙で電卓をたたいての情報整理をしているわけがなくて、集計はすぐにできるようになっているはずなので、せめてそういうベーシックな情報はまず押さえていただく必要がある。その上でどういう業種でどういう状況にあるのか、金融機関からの聞き取りが一番ベースになるでしょうが、場合によっては各業種の中の、例えば団体や事業所などに小まめにお話を聞く、あるいは商工会議所を通してそういう情報を集めてくることで、現状把握をしていただく必要がある。それがないと、なかなか次の手をどうするのかが見えてこないと思います。新型コロナウイルス感染症があつて大きなお金を動かしてやったので、だからこそこれをきっかけに継続的にやれば、これからの産業政策を考えていく上で大事な情報の入手経路のようなものをつくっていけると思うので、ぜひそこはこの機にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○森山委員 私からは3問させていただきたいと思います。

1つ目は、新型コロナウイルスの問題についてで、雇い止めの件ですが、4月の全国的なリサーチでは全国で10万人を超えたということが出ていました。業種別の順番でいうと、製造、小売、飲食、宿泊の順で上がっていましたが、この県内の状況はどうなっているのか教えてください。

○畑澤雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 県内の解雇、雇い止めの状況について、6月18日現在の状況が労働局から発表されています。森山委員がおっしゃいましたとおり、4月時点では10万人を超えたということでしたが、6月18日現在では、全国の状況としては、雇用調整の可能性がある事業所数が13万456事業所となっていて、解雇や雇い止めの見込み労働者数は10万7,295人となっています。業種別については、この時点でも製造業、小売業、飲食業、宿泊業という順で多くなっています。

奈良県の状況については、雇用調整の可能性がある事業所数が208事業所、解雇や雇い止め等の見込みの労働者数が694人。そして業種別では、飲食業、製造業、サー

ビス業、小売業の順に多い状況です。

○森山委員 先ほどの全国のニュースの延長ですが、会社が人員整理に踏み切るタイミングは、今年でいうとやはり年度末、3月が平均して多かったということで、奈良県においてはどうなのかと思いました。奈良県はまだ694名で、全国で10万名を超えたことから見るとまだ踏ん張ってくれているほうかと思います。けれども、先ほどの融資の話も絡んできますが、融資は何とか継続して行えていても、先の見通しが立たないならこのまま同じように融資を受け続けても返済できるのかということも今度は考えていかなければならない中で、やはり会社を存続させるために、人を切りたくないけれども切らなければならないというようにいろいろな選択が出てくる中で、つなぎ融資について、切り替えていくときにその判断が出てくる時期かと思っていますので、これからも注視していただきたいところです。よろしくお願いします。

次に、本会議でウッドショックのことを取り上げさせていただきましたが、それに関係することで質問させていただきたいと思います。国内の材木関係が足りない、高騰しているという状態が続いている中で、県の事業として、公共事業や公共建築物を建設するに当たって、県産産を積極的に活用していこうということで現在も進めてもらっています。その中で、例えば桜井市のNAFIC（なら食と農の魅力創造国際大学校）では今、セミナーハウスが建設中で、県産材を生かして工事をしています。例えばそういう公共の工事が今進んでいるところの県産材の材木が足りない、価格が急激に上がって仕入れがなかなか困難になっているなど、県内の公共工事で、ウッドショックによる影響を受けているところはあるのかどうかについて、質問いたします。

○三浦奈良の木ブランド課長 NAFIC附属セミナーハウスの新築工事という例も挙げさせていただいたところですが、地域デザイン推進局営繕プロジェクト推進室に確認したところ、現在、県産材の調達の手配は済んでいる、できているということで、今のところウッドショックの影響は見られないということと、価格等の高騰による影響も現状では見られないということです。建築物については、営繕プロジェクト推進室で担当されている物件としては、今年度はこのNAFIC附属セミナーハウスだけということです。現状、影響というのは見られないと考えています。

○森山委員 今の時点では影響は出ていないということでしたが、このウッドショックの状態はしばらく続く見通しということも聞いていますので、今後の公共事業の中で、今言ったような心配が現に起こるかも分かりません。このウッドショックの影響によっ

て、当初県産材を使用しようと思っていたものが集まらないから、県外産など違うものに替えて代用するなど、県産材をウッドショックによって減らす方向になることが絶対にないように、むしろ学校などで木は足りていないのですから、そういうところに県産材を活用していただきたい。ピンチをチャンスにと本会議で言いましたが、そういう形で県産材の活用が増えることがあっても減ることはないように十分意識して公共工事を進めていただきたいと思います。これも注視していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、気になっていた件ですが、G o T o E a tの件です。これは世間から非常に大きな注目を集めました、そのいきさつについて詳しく説明していただきたいと思います。といいますのは、ちょうどあの件が大きく取り上げられた直前に、新政ならの会派としても、周辺で緊急事態宣言が出されている中で、より踏み込んだ対策を行ってほしいという要望を知事に対して上げさせていただいたのです。それで、踏み込んだ対策をしてもらえるのかと想像していたら、ニュースで見ると反対のような話になって進んでいて、非常に驚いたのです。あ那时的テレビでは、知事からは事務的なそごがあったということだったのですが、詳しい説明は議員、議会になくて、個々にはあったのか分かりませんが、私たちは会派として聞いていないのです。その辺りのいきさつを説明していただけないでしょうか。

○大峯食と農の振興部次長（統合本部担当、企画管理室長事務取扱） この経緯につきましては、行政文書管理を所掌する総務部において確認されましたので、それに沿ってご説明いたします。

県としては、新型コロナウイルス感染症について、県内飲食店由来の感染が少ないことなどから、従来よりG o T o E a t 食事券の一時販売停止や利用自粛を事業主体である国に対して要望していませんでした。しかし、4月中下旬に至り、県内の新規感染者の高止まりであるとか、近隣府県の緊急事態宣言の適用の検討を受け、本県も緊急対処措置の議論を始めていました。G o T o E a t 食事券の追加販売についても議論が必要でしたが、食と農の振興部では従来の考えを修正する必要性を認識できておらず、また、知事は食事券の追加販売の開始の事実自体を認識していませんでした。この結果、食と農の振興部は知事への協議をしないまま、4月21日、食事券発行事業者に対して「追加販売の停止を要望しない」と回答しました。4月26日の夜、追加販売の予約が開始された事実を報道により認識した知事が追加販売の停止を指示し、4月27日の新型コ

コロナウイルス感染症対策本部会議で正式に決定しました。発券は4月28日からであったため、県内の追加販売の食事券は出回っていません。

なお、知事には食と農の振興部から、4月21日付でこれまでの販売実績と追加販売について、文書の投げ込みを行いました。知事に判断を求める「検討」ではなくてお知らせする「報告」形式で行いました。知事には日々多量の文書の投げ込みがございまして、「報告」形式の文書は事後的に見ることも少なくない中で、この文書により知事が追加販売の事実を認識するには至りませんでした。

以上が本件についての経緯です。私ども食と農の振興部としては、県の感染対策などが刻一刻と変化する中、追加販売について知事にきちんとした相談をした上で判断すべきであったと反省しております。

○森山委員 詳しい説明ありがとうございました。

とにかくよくない意味で全国から注目されて、奈良県のイメージ、また奈良県のトップの知事のイメージも非常によくなかった件だと思いました。説明も少なかつたと思います。ぜひ今のいきさつは、ペーパーがあつたら、委員の皆さんにそれぞれ渡して、詳しく報告していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○小泉委員長 森山委員から各委員にペーパーを渡していただいたらという話があつたので、ぜひともそうしていただけますか。

○大峯食と農の振興部次長（統合本部担当、企画管理室長事務取扱） はい。

○小泉委員長 よろしく願いします。

○太田委員 私からも数点質問させていただきます。

まず、県が半額支援した地域振興券、それぞれ市町村では名称が違ふかもしれませんが、地域の振興に当たるプレミアム付商品券みたいなものについて、多くのところで地域経済を押し上げていく点で、役割を果たしたと思うのです。私も実際に商店街などを歩いていましたら、その恩恵を受けたというところと、あまり効果がなかつたところなど、いろいろとお聞きしました。県が半額支援している関係もございまして、一体どういう効果があつたのかと、どういったことが課題なのかということ、ぜひ一度回収していただいて今後に活かしていただきたいと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○大西産業振興総合センター所長 県内消費喚起支援事業として、昨年度、市町村に主体的に取り組んでいただくプレミアム商品券、あるいは地域振興券、クーポン券などの

発行事業に県で上乘せ支援をさせていただき、事業を行いました。非常に多くの市町村に取り組んでいただき、今回36市町村で地域の実情に沿った取組が図られたところです。市町村に対して、プレミアム部分の同額を上限に上乘せ支援ということで、県から昨年度、約18億9,000万円を投入しまして、市町村で本事業を活用した商品券の発行総額約76億6,000万円、換金総額75億2,000万円が県内で流通しました。換金率も98%と高く、県内で一定の消費喚起に寄与したと考えています。

太田委員お述べのように、事業効果の検証ということで、市町村に対して事業効果に関する調査も行っていて、現在詳細な内容は取りまとめ中ですが、今回地域ごとに様々な工夫がなされたものがあり、一例を申し上げますと、参加店舗の業種、規模には関係なく利用できる共通券とあわせて、地域内の例えば小規模店舗や個人商店などに利用できるような限定券をセットにして配布し、地元の中規模店舗での利用促進が図られたような取組や、地域振興券に利用金額条件、例えば幾ら以上のお買物で振興券をお使いくださいというような条件を付され、商品券以外の現金支出も促すような取組、あるいは、大きく影響を受けている飲食店での利用限定券といったものもございます。また、市町村地域振興券に併せて参加店舗側が、この機会にということで特定メニューなどを開発されて、ご自身も自ら誘客を図られるようなものなど様々な取組がございました。こういった地域の様々な業種や小規模店での利用など、いろいろ分散が図られた結果だと思えます。

今後、市町村のこういう利用の検証、調査について取りまとめを行い、県としてもそういう特徴的な取組を取りまとめ、市町村にも情報提供しながら、今後の政策にも生かしていきたいと考えています。

○太田委員 この地域振興券は、ご答弁があったように、地域経済を押し上げていくという点では非常に効果はあったかと思えます。ただ一方で、最初にも指摘させていただきましたが、業種によってかなりばらつきがあった。例えば飲食店、またスーパーやコンビニなどが非常に好調だったとお聞きしていますが、一方で、例えば美容院、また衣料品や寝具といったところは、大和高田市の結果を見させていただくと、苦戦をされておりました。商店街などでお聞きしていると、やはりそのとおりで、パーマ屋などはなかなかお客さんが来なかったり、市内で1軒ある本屋がこの地域振興券によって何とか助けられたということなどもお聞きしています。

そういった経験もございますので、先ほどおっしゃったようにぜひ各地域で取り組ま

れてきた限定券、共通券、あとは幾ら以上のお買物に使えるなど、いろいろな工夫が、どこで効果があったのか、どういふことをすれば波及するのかということ、ぜひ今後集計して、検討していただきたいと思ひます。

もう1点、トビイロウンカの被害については本会議で池田議員からもお話がございましたし、私も以前質問で取り上げさせていただいたのですが、昨年は6月頃に発生を確認して7月31日に注意報を発表したけれども、非常に大きな被害が広がった。今回はかなり早く注意報の周知が行われていると認識させていただいているのですが、現状についてお伺いしたいと思ひます。

○田中農業水産振興課長 本年のトビイロウンカの飛来については、昨年より約1か月早い5月17日に初めて確認されており、県の病虫害防除所が全国に先駆けて5月26日に1回目の注意報を出させていただいたところす。また、最近では6月16日に1頭が、そして6月21日と22日に、多発年だった昨年と同じレベルの飛来が確認されたことから、6月28日に2回目の注意報を出したところす。1回目の5月については中山間地域の水田、また、今回の6月の飛来については、昨年と同じような平たん地域の水田での被害発生が懸念されているところす。

○太田委員 本年も周知していただいております、昨年もしていただいたのですが、なかなか届かなかったということもございまして、昨年はあれだけ被害が広がっていますから、農家の皆さんもかなり注意しておられると思ひますので、ぜひその点の徹底をお願いしたいと思ひます。

以前、私も議会で取り上げさせていただいたのですが、保険に入って補償を受けようと思っても、そもそも被害が出たうちの3割が対象外となっていることなどから、近年では任意加入になっている農業共済制度の保険ですが、そもそも入っていない農家の皆さんも珍しくなくて、何の補償も受けられない状況に陥ってしまったということで、いろいろご相談も受けさせていただいております。この保険の加入状況について、どうなっているのかお伺いしたいと思ひます。

○大山農業経済課長 水稻農業共済の加入状況についてですが、太田委員お述べのように、これまで加入制度の下、ほとんどの方に加入いただいております。一昨年より各農家が個々の経営判断で加入する任意加入制度に移行して、加入者の減少傾向が続いていたところでしたが、そのさなかに、昨年のトビイロウンカの被害が出たということで、県としてもこの被害を受けまして、関係団体とも連携して農業共済制度の周知、あ

るいは市町村に農業者への周知をお願いしました。また農業共済組合においても、水稻共済の有利性がよく分かるチラシを作成して、水稻作付農家に配付するといった取組を進めてまいりました。これらの取組の結果、水稻共済の加入面積については、去年は前年に比べて235.9ヘクタールの減少でしたが、今年においては24.6ヘクタールの増に転じました。

○太田委員 本当にタイミングの悪いことに一昨年から未加入となって、その後に被害が広がったという点では気の毒な部分もあるのですが、やはり任意加入になって入らない方が多くいらっしやったということは、なかなかメリットが感じられないということもあったのではないかと。今回被害を受けて初めて、保険の重要性というか恩恵を感じた方もたくさんいらっしやるかと思っておりますので、ぜひその点で加入を推進していただきますようお願いしておきたいと思っております。これからのトビイロウンカの被害については、これだけ注意されていますから、去年のようにはならないかとは思いますが、農家の方々も去年は本当に肩を落としていらっしやる姿で、私たちも胸の痛い思いをしましたので、県としてもできる限りの支援をしていただきたいと思います。

最後に、昨日、平群町のメガソーラーの問題を本会議で質問させていただきましたが、本会議で聞けなかったことを数点お聞きしたいのです。昨日聞いたかったのは、事業者が現在工事を止めているということですが、昨日も申し上げたように甲子園球場の12個分、48ヘクタールというかなり広大な面積で、どのような方法でこの止めている状況を確認しているのかについてです。まず1点お伺いしたいと思います。

○松田森と人の共生推進課長 令和3年6月15日に県職員が事業者立会いの下、現地を確認し、工事が停止されていることを確認しています。また、この工事の停止を継続的に確認するため、県が指定した箇所から毎日、工事区間の写真を撮影して県に提出することを指示しています。さらに、県職員によるパトロールを実施して、現場の状況を確認しています。今後とも現場の安全確保を第一として、事業者に対して厳格に対処してまいります。

○太田委員 6月15日から工事の停止を業者立会いの下、確認しているということですが、これは何か文書をもって、こういう指示だということによって相手に認識させているのか。この文書が存在するかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○松田森と人の共生推進課長 15日付をもって文書で指示しています。

○太田委員 その文書を確認したいと地元の方がおっしゃっているのですが、それをぜ

ひ見せていただきたいと思います。見せていただけますでしょうか。

○松田森と人の共生推進課長 はい、可能です。お示しさせていただきます。

○太田委員 よろしくお願ひいたします。

今後について、県でもメガソーラーのガイドラインを作って、事業者に指導もしていきたいという旨の答弁を、猪奥議員の質問に対してしていたかと思うのですが、このガイドラインの見通しについてお伺ひしたいと思います。

○大東環境政策課長 本県においても、近年、メガソーラー設置に関わって地域住民とのトラブルが見受けられるところです。本会議で知事が答弁しましたとおり、年度内にメガソーラー設置に関するガイドラインの策定をする予定です。

○太田委員 そうしましたら、今回の平群町で建設中のメガソーラーについては、そのガイドラインは適用されるのかどうか確認させてください。

○大東環境政策課長 ガイドラインでは、事業者に対して事業着手前に開発地における防災、生活環境対策を含めた事業計画や住民説明の計画を求めるということになると考えています。このように一定の行為を事業者に求める場合、ガイドラインを施行時点よりも遡って既に認可された事業に対して適用することは、社会的安定性を害して事業者の利益に不測の侵害を及ぼす可能性が高いため行うべきではないと考えているところです。

○太田委員 すみません、最後の「行うべきではない」というのは、適用されるのかどうか、もう少し端的にお答えいただけますでしょうか。

○大東環境政策課長 遡及して適用すべきではないと考えています。

○太田委員 そうしましたら、県の指導というのが本当に大事になってくることになると思います。

次に、先日の猪奥議員への答弁でもご説明いただいたのですが、仮に業者が工事を始める際は調整池を造ることが条件となっているということですが、その調整池を最初に造らなければならないという根拠が、森林法や手引きの中にあるのかどうかについて、お示しいただきたいと思います。

○松田森と人の共生推進課長 お答えする前に、先ほど文書を6月15日付で発出したと申し上げましたが、勘違いしてしまひて、日にちをまた確認した上でご報告申し上げます。失礼いたしました。

調整池の先行設置ですが、本件は令和元年11月の林地開発許可において、その許可

の条件の一つとして、「切土、又は盛土工事を実施する場合は下流に対する安全を確認した上で行うこと」としています。この規定をもちまして、切土または盛土工事を実施する前に調整池等を設置するという指示をしたものです。

○太田委員 そうしましたら、2月中旬、最初の工事が始まったときに、地元からも、まず調整池などの防災施設を設置すべきという要望があったかと思うのですが、この調整池を造る前に、木を伐採する行為が造成工事の準備行為という形で認められていたと思います。この関係性はどう解釈したらいいのか、教えていただきたいと思います。

○松田森と人の共生推進課長 先ほど申しましたが、許可の条件の一つとして切土または盛土工事を実施する場合に下流側の安全を確認した上で行うこととしています。したがって、切土または盛土工事を対象とする条件として、伐採は条件の対象となっていないということです。

○太田委員 分かりました。

次に、平群町では2月22日に業者と防災協定を締結されているということで、この日をもって工事は本工事になっているというように平群町では答弁があったということですが、本工事であったとして、その時期に造成工事の準備行為が行われてたということについては、違法ではないという認識でよろしいでしょうか。

○松田森と人の共生推進課長 3月の予算審査特別委員会で答弁したとおり、伐採については条件になっていないということです。

○太田委員 この点についてはもう少し調べて、またお聞きしたいと思います。

最後に、林地開発の許可申請について、森林法に基づいて県は平群町に意見を求めて、4月13日付で住民説明会をしてくださいという意見書が平群町より出されていまして、昨日の本会議での塩見水循環・森林・景観環境部長の答弁では、それまでに行っているというお話だったと思います。4月13日付の意見書については、これまで住民説明会はされていたのですが、改めてしてくださいという要望、意見だったと認識しているのですけれども、それに対する県の対応についても一度確認させてください。

○松田森と人の共生推進課長 本会議での塩見水循環・森林・景観環境部長の答弁にありましたとおり、業者からは昨年9月から今年3月までの間に関係自治体に対して説明会を開催したいと聞いていますが、町からの要望を受け、今後とも地元住民の理解を得るように事業者に対して指導してまいりたいと考えています。

○太田委員 森林法の中で、県は市町村長の意見を聞かなければならないとなっている

のですが、これは聞くだけで、聞いたことに対して県としてはこう考えるなどというリアクションは、これまでなされていないのでしょうか。その点をもう一度確認させていただきたいのですが、よろしく願いいたします。

○松田森と人の共生推進課長 過去にどういう対応をしたか確認した上で、報告させていただきます。

○太田委員 町は、県から聞かれたから、やってくださいという意見を言って、それがそのまま棚上げにされているような状態に今なっていると思うのです。そのことについては、ぜひ調べていただいて、町にしかるべき対応をしていただきたいということを改めて求めておきたいと思います。

○和田副委員長 中央卸売市場再整備事業についてです。今年で45年たち、老朽化や人口減少、それから出店数の減少などで建て替えるということですが、それについて、持続可能な施設にしていくために3つ質問します。

1つ目は、これから脱炭素社会を目指しているのですが、防災を兼ね備えた持続可能な施設にするため、どのような点に注意を払っているのか。また、可能な限り物流も含めてIoTの導入を考えていると思うのだけれども、どうでしょうか。

2つ目は、まちづくりの一環としてこの再整備事業をやっていますが、まちづくりの視点についてお聞かせください。

3つ目は、大和郡山市に施設が建ちます。そういう意味で、大和郡山市と連携を持つ必要があると思うのですが、どういう状況になっているか示していただきたいと思います。

○伊藤中央卸売市場再整備推進室長 1点目、脱炭素社会の件につきましては、先ほど報告案件の中でありましたように、これから施設を整備する際に、PFIの手法になるのですが、我々としては脱炭素社会に向けて再生可能エネルギー等の有効活用を図ることを検討しなさい、そういった提案をしなさいということと、省エネ、省資源の設計についてもきちんと配慮をしなさいというように、環境に配慮した設計を求めるところが1点です。あと、防災の部分では、中央卸売市場は、食を提供するところですので、奈良県の国土強靱化地域計画の中でも、災害発生時において食料を安定的に供給するために、施設の安全性、耐震性を確保して事業を継続できるように再整備を進めていくこととしています。また、情報通信技術については、昭和52年に開場したときから40年たって、次の40年を見据えて再整備していくときに、なかなか日進月歩の世界ですの

で、今の時点で想像できないところもございますが、今の情報通信技術も踏まえて、物流や市場事業者の物の配送、それから場内の技術革新といった部分についても想定し、提案を求めながら、県もそういった設定を求めていこうと考えています。

2点目、まちづくりの視点の質問でございます。令和元年9月に策定した奈良県中央卸売市場再整備基本計画の中で、市場というのは、従来、社会インフラとしてももちろん食を提供するところではございますが、賑わいをつくっていく部分でも、食を扱っているところではかなり可能性の高い施設だと認識しています。そういった部分で、まちづくりの核を担う市場として整備していきたいところです。

3点目、この点に関して地元の大和郡山市とどのように連携をしているかということですが、大和郡山市の都市計画マスタープランの中でも、この地域については産業集積地にしていくとしている部分、それから交流といったものを創出していく部分であると位置づけられていますので、県と市役所でも協力して進めていきます。その一つとして、大和郡山市の都市計画で、良好な都市環境をつくるための地区計画の策定手続が進められているところです。

○和田副委員長 1点目ですが、エネルギー対策が重要だと思うのです。それで、自動車の電気充電ステーションやバイオエネルギーのことなどについて検討すると前は言っていたんですが、それは検討されているかどうか。

それから、まちづくりの視点ですが、これは施設の中の問題だけれども、ユニークな食と農の仕組みをつくる必要があると思うので、そういう意味での取組をしていただきたいと思います。研究調査が重要だと思いますが、そういうことについて考えているかどうか。

それから、3つ目の大和郡山市との協力関係だけれども、まちづくり協議会や道の駅ということが考えられることはないのかどうか示してほしいと思います。

○伊藤中央卸売市場再整備推進室長 まず1点目ですが、令和3年2月定例会の経済労働委員会での和田副委員長の質問に、電気自動車に対応した部分を検討すると回答しており、省エネの関係で、要求水準書に、電気自動車に対応した電気充電ステーションの設備の配置、それから、市場で出る青果や魚などの食物の残さを原料としたバイオマス発電設備の設置も条件に含めています。

2点目の食と農が連携した部分ですが、市場で食を扱う機能と、賑わいのところで食べるを楽しむ、食べるを学ぶといったものを、どのように連携していける部分があるか。

これについては、引き続き研究しながら進めていきたいと考えています。

3点目、大和郡山市役所との連携についてですが、まちづくり協議会といったものは、現在、考えていませんが、市役所の都市計画部局と連携しながら、大和郡山市のマスタープランの実現に向けて、相互に協力して取り組んでまいりたいと考えています。

○和田副委員長 私は質問の中で、まちづくり協議会や道の駅などを考える余地がないのかあるのかを尋ねていますが、どうですか。

○伊藤中央卸売市場再整備推進室長 市役所と連携したまちづくり協議会といますか、組織のありようは様々かと思いますが、その部分は検討を引き続きしたいところです。道の駅については、我々の造ろうとしているのは中央卸売市場ですので、それと兼ねたような指定ができるかどうかについては、少し研究させていただきたいと思います。

○和田副委員長 買収予定地があって、そして賑わいエリアの中にはホテルが建ちます。そういうことも考えて、道の駅も考える必要があるのではないかと思います。技術的にできるかどうかは分かりません。それでも研究の余地はあると思うのです。

そういうことで、これからの市場施設が人の流れを変えていくように頑張ってくださいと思います。

○小泉委員長 ほかに質問はございませんか。

これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

分かりました。それでは、そのようにさせていただきます。

一言ご挨拶を申し上げます。

この構成による委員会は、特別な事情が生じない限り、本日が最終になります。

昨年7月の正副委員長就任以来、委員各位、また理事者の皆様方にはご協力をいただきまして、無事任務を果たすことができました。深く感謝を申し上げる次第でございます。

簡単ではございますけれども、正副委員長のお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。